

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第 60 号(2020 年 8 月)

📎📎《満 15 歳未満の者の離縁の訴え》📎📎

📍 [裁判による離縁]

普通養子縁組における当事者の一方、つまり、養親又は養子は、一定の場合に限り、離縁をする為の訴えを提起することが出来ます。(民法第 814 条)

但し、この場合において、その養子が満 15 歳に達していないときは、その養子本人から離縁の訴えを提起することは出来ません。

では、養子が満 15 歳未満の場合の離縁の提起は、どうすればよいのでしょうか？

提起したとします。

この場合において、離縁裁判の係争中に原告である養親が死亡したときは、特別の定めがある場合を除き、その裁判は当然に終了します。

一方、離縁裁判の係争中に被告である養子が死亡したときもその裁判は当然に終了します。(人訴法第 27 条)

📍 [満 15 歳未満の者の離縁の訴え]

養子が満 15 歳に達しない間の離縁の提起は、その養子本人に代わって養親と離縁の話し合いをすることが出来る者、例えば、実親等から養親に対して提起するか、又は、養親からこれらの実親等に対して提起することが出来ます。(民法 815 条)

📍 [決断したら早急に離縁の手続きを]

上記のとおり、離縁裁判の係争中に養親又は養子の一方が死亡してしまうと、原則としてその裁判は終了してしまいます。

例えば、養子から養親に対する酷い虐待がある為、養親が「離縁し、養子には自分の財産を相続させたくない！」と決断したとしても、離縁裁判の途中で養親が死亡してしまうと、原則として離縁裁判は終了してしまう為、離縁出来ないこととなってしまいます。

そうすると、虐待をした養子が養親の遺産を相続する、という結果になってしまいます。

📍 [訴えの途中で養子が 15 歳に達したら？]

離縁裁判の途中において、その養子が満 15 歳に達した場合には、訴訟手続きは一旦中断します。

そして、その養子本人がその中断した訴訟手続きを受け継ぐこととなるのです。

(民訴法 124 条 1 項三号)

よって、離縁を決断した場合には、早急に離縁の手続きに着手した方が賢明と言えるでしょう。

📍 [係争中に一方が死亡したら？]

ちなみに裁判による離縁の係争中に当事者の一方が死亡してしまった場合は、その裁判はどうなるのでしょうか？

例えば、離縁をしたいと考えている養親が原告となり、養子を被告として離縁の裁判を

📎📎 [終わり] 📎📎